

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第七号

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「政策幹、」を削る。

別表第二の七の項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この表及び別表第三において「地公法」という。）」に改める。

別表第二の九の項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この表及び別表第三において「地公法」という。）」を「地公法」に改め、同項局長専決事項の欄中1を3とし、同欄に1及び2として次のように加える。

1 地公法第十五条の二第三項の規定に基づき、標準職務遂行能力及び標準的な職の制定について知事に協議をすること。

2 地公法第二十三条の二第三項の規定に基づき、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項について知事に協議をすること。

別表第二の十の項管理者決裁事項の欄2及び局長専決事項の欄2中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改める。

別表第二の十一の項局長専決事項の欄に次のように加える。

給与規程第二十三条においてその例によることとされる職員の給与に関する条例第十九条の四第一項及び第二項の規定に基づき、勤勉手当の成績率を定めること。（病院医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。）

別表第三専決事項の欄27中「第二十四条」を「条例第二十五条」に改め、同欄30中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同欄31中「第八条」を「第七条」に改め、同欄第42中「第二十四条第三項」の下に「（条例第四十三条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄60中「第四十二条」を「第四十二条第三項」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。